

# JID トリオN (分割型) 賃貸保証委託申込書 兼「個人情報の取得・利用・提供に関する同意書」及び「契約事項に関する同意書」

以下の必須記入項目、及びお申込者記入項目をご記入ください。

私(申込者・賃借人)は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認書類、ならびに入居申込書等の当社の与信判断に必要な書類を提出することに同意します。また、日本賃貸保証株式会社グループが与信判断及び賃貸保証委託契約の締結、管理等に際し裏面の条項に従って、当該個人情報の取扱いを行うこと、及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みを行います。

お申込者様  
署名(自筆)

クレジット  
カード  
支払予定

### ▶ 必須記入項目

※以下の項目は全てご記入ください。

※1 集送金手数料がかかります。毎月の約定日(27日)にお振替ができなかった場合、再請求事務手数料がかかります。  
※2 月額保証料は「契約始期日の翌月分」までご請求いたします。未清算の月額保証料は初回振替日にまとめてご請求いたします。フリーレント等で、お家賃のご請求がない月も月額保証料はご請求させていただきます。

代理店	代理店名	有限会社 稲葉商事	TEL	0473856261
	代理店コード	12A-G85290P	FAX	0473857970
			担当者氏名	稲葉 久美子

申込内容等	物件名称	フリガナ		号室	用途 <input type="checkbox"/> 住居用(スタンダードプラン) <input type="checkbox"/> 住居用(ワイドプラン) <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> その他(店舗 ) ※事業用、駐車場用は初回なしプランがございません。	
	所在地	〒				
	敷金	円	家賃	①		円
	礼金	円	管理費 共益費	②		円
	保証金	円	駐車場	③		円
	敷引	円	その他	④		円
		毎月支払 総額※1	①+②+③+④	円		
					初回あり 初回保証料 ( 80 ) % 円 月額保証料※2 ( 3.2 ) % 円	
					初回なし 月額保証料※2 ( ) % 円	
【保証料の算出方法】毎月支払総額×料率(%) (※小数点以下は切捨、初回・月額共に最低保証料がございます。) (※引落費料に変更があった場合は、月額保証料が変わります。)						

その他	緊急連絡先について	入居申込書(下記緊急連絡先)に記載されている「連帯保証人」は、 <input type="checkbox"/> 連帯保証人である。 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急連絡先である。		
	転居理由			

備考				
----	--	--	--	--

### ▶ お申込者記入項目(選択記入)

入居者(申込者)	お名前	フリガナ	生年月日	西暦	年	月	日(才)		
			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍				
	ご住所	〒		自宅電話					
				携帯電話					
	お勤め先	名称	フリガナ	電話番号	役職	社員数	人		
		所在地	〒	業務内容	上場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場	勤続年数	年	ヶ月
職業		<input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 年金受給 <input type="checkbox"/> 無職( )			学生	<input type="checkbox"/> 学生			
お住まい		<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・寮 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有			居住年数	年	ヶ月	月収	万円
ご家族		<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供あり(人)							

緊急連絡先	お名前	フリガナ	生年月日	西暦	年	月	日(才)		
			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍				
	ご住所	〒		申込者との関係	自宅電話				
					携帯電話				

入居者	※申込者様以外のお入居者がいる場合はご記入ください。			入居者について		<input type="checkbox"/> 契約者含め入居 <input type="checkbox"/> 契約者以外入居				
	お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄	生年月日	西暦	年	月	日(才)
						携帯電話				
	お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄	生年月日	西暦	年	月	日(才)
					携帯電話					

記入漏れがないかご確認の上、本人確認書類等、必要書類と共に **03-5620-2910** までFAXください。

【お問合せ先】日本賃貸保証株式会社 審査部門 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4 TEL.03-4232-2500

# 貸貸保証会社委託申込書

兼「個人情報の取得・利用・提供に関する同意書」及び保証料確認書

## 必須記入項目

※以下の項目は全てご記入下さい。

お申込み日

年 月 日

代理店

有限会社 稲葉商事 電話 047-385-6261  
FAX 047-385-7970

担当者名 稲葉 久美子

代理店コード	用途	初回保証料	更新保証料 (毎月)	集送金手数料
12A-G85290P	事業用	80 % (最低保証料 40,000円)	3.2 % (最低保証料 1,600円)	毎月 300円(税別)

申込商品	JIDトリオN 分割型	初回保証料	(保証料率 80%)	更新保証料 (毎月)	(保証料率 3..2%)
			円	円	円

月額賃料等のお支払い方法	月額賃料等のお支払い(振替)日	連帯保証人
口座振替	毎月27日(翌月分賃料等)	不要

※注意事項  
約定日27日にお家賃等のお引落が出来なかった際、再請求手数料600円(税別)、集送金300円(税別)、コンビニ取次手数料300円(税別)がかかります。

## お客様記入欄(ご署名・ご記入をお願いします)

私(申込者賃借人)は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認書類、ならびに入居申込書等の書類を提出することに同意します。また、上記記載の初回保証料及び月額保証料について理解致しました。

お申込者様  
署名  
(自筆)

氏名

## お申込み時必要な書類

①は全ての方に提出していただきます。①+②を提出していただく場合もございます。お送りいただく送付書類にチェックをお入れ下さい。

① 本人を証明する書類	② 支払いの根拠を示す書類
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> 源泉徴収書 <input type="checkbox"/> 給与明細 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <small>(会社員・公務員・アルバイト) ※表紙&amp;最新記帳3ページ分</small>
<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書(表面&裏面) <input type="checkbox"/> 在留カード(表面&裏面) <small>※在留資格がない方、在留期限が切れている方は不可</small>	<input type="checkbox"/> 就職内定者 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 内定通知書 <small>※表紙&amp;最新記帳3ページ分</small>
	<input type="checkbox"/> 自営業者(役員職を含む) <input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書 <input type="checkbox"/> 課税証明書 <small>※税務署印がある直近1期分 ※源泉徴収書は不可</small>
	<input type="checkbox"/> 求職者・退職者 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(資金が確認できるページ) <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 年金受給者 <input type="checkbox"/> 年金支払通知書(受給額記載のもの)
	<input type="checkbox"/> 生活保護者 <input type="checkbox"/> 保護決定通知書(住宅扶助・生活扶助額記載のもの)
	<input type="checkbox"/> 留学生・外国籍他 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(仕送額が確認ができるページ) <input type="checkbox"/> 新規事業開業者 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(開業資金額が確認ができるページ) <input type="checkbox"/> 事業計画書 <small>※表紙&amp;最新記帳3ページ分</small>

## 審査専用ダイヤル

お申込者様には、お申込受付後審査確認の為、下記の番号よりご連絡致します。



## 審査確認ダイヤル

0120-641-060

・着信拒否設定などをされているお客様は、お手数ですが一旦設定のご変更をお願い致します。

・ご都合によりJID日本貸貸保証株式会社からの電話にお出になれない場合は、お手数ですが、左記審査専用ダイヤルまで折り返しご連絡下さい。

・また、ショートメールサービスにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

仲介業者

※ 仲介業様、上記内容(初回保証料、月額保証料)を説明をお願い致します。  
会社名 住所 電話 FAX 担当者名

## 個人情報の取得・利用・提供等に関する事項

### 第1条 (利用範囲)

1. 日本貸貨保証株式会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（貴個人、以下「甲」という）から賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）のお申込時（含む契約締結）に取得した以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務や情報提供（賃貸保証業務、会員専用通信販売業務、生活支援融資資金貸付サービス、住まいサポート24サービス（希望者に付帯される保険の保険業務の含むなど）を運営、内閣に遂行することなどを目的として利用させていただきます。

(1)個人情報について

- 乙が所定の申込書に記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成、住居状況等の「属性情報」（含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先から通知を受け取る等により得た「変更情報」）
- 本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
- 本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」
- 甲が申し込んだ内容、及び緊急連絡先の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力範囲の状況情報」

(2)個人情報の提供について

乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ的確にサービスを提供するために、以下により、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。

### 【業務委託を行う個人情報の提供について】

以下のグループ会社から賃貸保証に関連する集金業務を委託します。集金業務に際しては、甲の口座番号等を金融機関に提供することがあります。

社名：ジェイアイディ総合管理株式会社  
住所：千葉県東津守羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-2510  
個人情報保護管理者：代表取締役  
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

### 【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約を締結された甲に対し、賃貸物件検索サイト、生活支援融資資金貸付サービスなどの生活に関する各種サービスを行うために、ウェブサイトを選択された場合には、これらに加えて住まいサポート24サービス（希望者に付帯される保険の業務を含む）を行うために、以下の情報を後述のグループ会社等に提供します。

提供する情報・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。  
なお、乙は、上記内容について、甲の同意を得たうえで個人情報のみを提供します。

住まいサポート24サービス、通信販売及び各種情報提供の会社  
社名：株式会社ホームマイスター24  
住所：千葉県東津守羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-2526  
個人情報保護管理者：取締役  
ホームページアドレス：http://homemester24.com/

生活支援融資資金貸付サービス提供の会社  
社名：ジェイアイディ総合管理株式会社  
住所：千葉県東津守羽鳥野6丁目21番地4

## 個人情報の取得・利用・提供等に関する事項

私（貴個人以下「甲」という）と日本貸貨保証株式会社（以下「乙」という）は、表面記載物件（以下「本物件」という）に関する原質保証契約（一時使用契約・利用契約を含む、以下「原質保証契約等」という）に基づき甲の貴個人に対する債務につき、賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。甲は本件委託契約締結後に、乙に対し、金融機関宛ての口座振替依頼書を提出します。

### 第1条 (賃貸保証の委託)

- 本件委託契約は原質保証契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し保証することを委託し、乙はこれを受け持ちます。本書は、「保証番号」の通知により、乙から甲に通知された承認番号が記載されている場合、及び同通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。
- 甲が法人の場合は、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原質保証契約等の連帯保証人となることになり、本件委託契約を締結することになります。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者がこの連帯保証人とならないことを認めたときは、乙の限りではありません。
- 貴個人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了します。但し、新賃貸人及び乙が保証契約につき同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

### 第2条 (保証料)

- 甲は、表面記載の初回保証料を乙の定める方法により、乙に支払います。
- 表面記載の契約締結日の翌月から甲は乙に対し、毎月表面記載の金額または、表面記載の算出方法により算出された金額を月間保証料として支払ふものとします。
- 貴個人は、保証料を支払った後、甲に支払ったことが出発点です。この場合、これに基づく求償権を甲に対して行使しないものとします。
- 原質保証契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証料の返還を請求しません。

### 第3条 (本件委託契約の成立)

本件委託契約は、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本書を締結し、甲が初回保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

### 第4条 (保証の範囲)

- 乙は、次の各号に該当する債務について甲と連帯して保証します。但し、原質保証契約等に明記されていることが条件となります。
  - (1)原質保証契約等に基づいて、表面記載の契約締結日後に発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料・変動費等（以下「賃料等」という）を、但し、本件委託契約に明記されているものに限りです。
  - (2)原質保証契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行により生じた賃料等相当損害金、但し、第5条2項の明渡し完了の日を以て賃料等相当損害金に算する保証は終了します。なお、明渡月の日割賃料等を計算する場合は、明渡月の末日数を分母に計算するものとします。
  - (3)原質保証契約等解除後、本物件に動産類（車両も含む）がある場合、その搬出、運搬、保管、処分に関する費用。
  - (4)前各号の債務の履行に際し、訴訟等の法的手続に要した費用。
  - (5)その他、乙が相当と認めたもの。
- 原質保証契約等の期間中は本件委託契約を締結する場合、乙は本件委託契約締結前に既に発生した債務が保証対象は、保証しないものとします。

### 第5条 (契約期間)

- 本件委託契約の契約期間は、契約締結日より、原質保証契約等の解約または解除される日までとします。
- 原質保証契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。

### 第6条 (保証内容の変更)

- 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
- 前項より届け出られた内容につき、乙が承諾した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

### 第7条 (定期借家契約)

- 本物件の定期借家契約の場合には以下の通りとします。
  - (1)原質保証契約等が賃料等を認める場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
  - (2)原質保証契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃貸人または第三者に本物件を明渡しの日を以て本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。

### 第8条 (保証債務の履行)

甲が原質保証契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃貸人から保証債務の履行を求めたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した日、甲に対して事前に通知することなく弁済することが出来ます。

### 第9条 (求償権の範囲)

1. 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6％の割合による遅延損害金並びに弁済のために甲が支払った費用を支払わなければならないものとします。

2. 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。

3. 明渡しに際する費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

### 第10条 (事前求償)

- 甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。
  - (1)甲が破産手続開始の決定を受け、かつ、原質保証契約等の賃貸人がその破産財団の配当に加入しないとき。
  - (2)原質保証契約等に基づき債務が弁済期にあるとき。

### 第11条 (敷金・保証金等の預り金の取扱い)

原質保証契約等に基づき甲が賃貸人に預けた敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充當した後、さらに余裕があるときは、甲が乙に支払うべき未払いの賃料等に充當されるものとします。

### 第12条 (債権譲渡)

甲は本件委託契約に基づき乙が第9条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

### 第13条 (勤務先等への連絡)

- 甲は、乙が甲の住所または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることにして予め承諾します。

電話番号：03-4232-2510

個人情報保護管理者：代表取締役  
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

付帯される保険の引保保証会社

社名：チューリッヒ保険会社

住所：東京都中央区新大塚1丁目10番2号

電話番号：0120-860-697 お客様相談室

ホームページアドレス：http://www.zurich.co.jp/

### 第2条 (個人情報の取得・利用同意)

1. 甲は、個人情報及び取得・提供・利用することに同意します。
2. 甲は、本承諾状の目的外に、乙が乙の運転免許証/パスポート等の証明書の記載内容を確証（含む、写しの上）することと同意します。
3. 乙の甲に対し、賃料未納等提出書類の不備等の通知事項がある場合に、SMS通知サービスを利用してメールを送付することに同意します。なお、H25年9月以降、同一サービスを利用する際、a.u携帯の安心IDロック設定に際しSMS内記の電話番号やURLを入れてお届けします。

### 第3条 (個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意)

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の提供を利用することに同意します。
  - (1)営利目的の送付、メール配信、電話告知、甲向け営業活動等のために利用する場合。
  - (2)その他、販売活動、甲向け営業活動のために利用する場合。
  - (3)賃料未納等提出書類の不備等の通知事項がある場合。
2. 甲は、賃料等、及び集合会社が甲との賃貸保証更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報や乙から提供を受け利用することへ何ら異議なく同意します。

### 第4条 (提携先及び個人信用情報機関への利用の同意)

1. 甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、提携先と照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

### 第5条 (家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用)

1. 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
2. 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づき個人情報及び乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に以下の事項を登録し、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員により甲の賃料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記の内いずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日時から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

3. 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

## 賃貸保証委託契約

2. 甲並びに緊急連絡先の個人または保証人は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。

### 第14条 (本物件の内立ち入り)

1. 法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性のある場合には、甲の承諾なしに室内に入居することが出来ます。

### 第15条 (連絡事項)

甲が、原質保証契約等に基づいて発生した賃料等を滞りなく、または乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原質保証契約等に関し敷金または預金口座を差し入れたら乙にお告知ください。乙は甲に対し、物件の入居の手紙を提出するに際しては、必要な事項を記載した適切な措置を講じることが出来ます。但し、物件の入居を断るべき合理的な連絡は講じないものとします。

### 第16条 (明渡し日の成立)

甲は、原質保証契約等の解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意します。

- (1)電気、ガス、水道の利用状況、郵便物の状況等から、甲が本物件について通常の生活を営んでいないと認められたとき。
- (2)本物件の鍵が賃貸人に返却されたとき、または本物件の室内に鍵かけ、明渡されたことが認められたとき。

### 第17条 (動産類の扱い)

1. 第16条の明渡し日の成立に際し本物件の明渡し、運搬、保管、処分することへ何ら異議なく甲の同意するものとします。
2. 前項の場合において、乙が賃料動産（車両も含む、明らかなゴミ類を除く）を保管する場合は、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し、事前に通知することなくこれを処分または譲渡することが出来ます。
3. 1項及び2項に関して発生する一切の費用は甲の負担とします。

### 第18条 (原質保証契約等の解除)

法令上認められている場合は賃貸人の合意がある等正当事由がある場合は、甲は乙に限り原質保証契約等を解除することが出来ます。

### 第19条 (賃料等の承擔)

1. 甲の乙等より債務の履行が出来なくなった場合について賃借権を正当に承継した問題者あるいは親族が甲の場合は、契約期間終了まで該承継人との間で本件委託契約は続きます。
2. 前項に基づき賃借権を承継した場合は、賃貸保証委託契約を再度締結しなければならないとします。また、乙が賃料等の現金、送金を行う商品については、賃借権を承継した者は乙に対し、別途、自身の名義の預金口座振替依頼書を提出しなければなりません。

### 第20条 (集金、送金、保証金の前払い)

1. 甲が原質保証契約等に基づいて賃貸人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙から委託を受けた三菱UFJニコス株式が行います。
2. 集金は、クレジットカードによる支払いにより（クレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約にない決済するものとします）を利用することが出来ます。但し、クレジットカードにより、決済出来ない場合は、自動的に預金口座から引落しによる支払いを利用するものとします。
3. 甲は、集まった賃料等の賃貸人への送金を「保証契約書または保証契約書」に基づいて行います。
4. 第3項の明渡しに際し出来なかった場合は、乙、賃貸人へ保証金（未納賃料等相当額）を前払いする。なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡し完了した日の債務が確定した後に保証債務を履行するものであり、前項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません。引落し請求の日を含む、次回以降の引落しを定める場合があります。
5. 前項の場合、甲は、乙の請求に基づき、未納賃料等及び引落し手数料60円（税別）を支払うものとします。支払方法は、金融機関での振込みまたはコンビニエンスストア等の支払のみならず、但し、振込と支払に使用する費用は、甲の負担とします。なお、賃料等、更新保証料の合計が3ヶ月を超える場合にはコンビニエンスストアで使用する払戻書は発行されません。
6. 甲が未納賃料等を支払い、その額が未払いの債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。但し、支払時期の古いものから順に充当します。
  - (1)保証料等、乙に対する債務
  - (2)未納賃料等
  - (3)その他の債務
7. 甲が本件委託契約締結時に賃料等を支払った日（期間）と振替開始日によって乙が賃料等を集算する予定日（期間）との間に、賃料等未払日（期間）が発生する場合、乙が賃料等に対し、当該賃料等未払日（期間）の賃料等相当額の保証金を前払いすることがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、7項と同様の方法により当該未払賃料等を支払ふものとします。但し、甲は、請求と入れ違いに賃料等相当額を支払ったときは、その旨を乙に通知するものとします。
8. 甲が保証料の支払いを遅延したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する年14.6％の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。
9. 甲が預金口座から引落しによる支払いを1ヶ月間継続して一度も行わなかった場合、甲は乙に対し口座振替依頼書を、再度提出するものとします。

### 第21条 (請求書等の郵便物の返戻等)

1. 甲について、次の住所に郵送した請求書等の郵便物が届かなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。
  2. 同一集金口座で郵便物の送付先住所が複数ある場合には、甲の承諾なく乙は送付先住所そのうちの一つに変更する場合があります。
- 22条 (反社会的勢力の排除)
    1. 甲は、乙に対し、本件委託契約期間中の何時においても、以下の各号の事実が事実であることを表明し、保証しなれないものとします。
      - (1)暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
      - (2)反社会的勢力等が事業活動や交友関係、または反社会的勢力等に不当な利益を提供を行うなど、社会に不当な利益をもたらす個人または法人、その他団体ではないこと。
      - (3)取締役、監査役、従業員が反社会的勢力の個人または法人、その他団体ではないこと。
      - (4)甲は乙に対し、もしも乙とその関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法、または不当な手段を用いて要求し、その他の不行為を行わないこと。
    2. 甲は、前項各号の表明及び保証の内容が事実と異なるおそれがあることを知ったときは、直ちに書面によって内容を乙に通知し通知した旨を乙に通知しなければならないこと。
    3. 乙は、甲が1項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあると認めるときは、何らの催告を要することなく、書面によって通知することにより、本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づ

(1)甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等

(2)甲の承諾状

(3)甲・乙または甲が乙・賃貸人間の係争事実

### 第6条 (個人情報の提供等に関する事項)

甲は、乙が債権管理回収に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託（含む、債権譲渡）をする場合、第1条により取得した個人情報や債権回収会社に提供することに同意します。

### 第7条 (個人情報の開示・訂正・追加・削除)

甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報や乙の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。（この開示より、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じるものとします。）

### 第8条 (本案目録記載の必要な情報)

1. 甲が本件委託契約において必須な記載事項（本件委託契約書表面に記載すべき事項）の記載を希望し、及び本案目録の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、乙は本件委託契約を拒否する旨があるものとします。但し、本案目録の第3条1項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件委託契約を拒否することは、ないものとします。
2. 賃貸人またはその代理人が、別途「保証契約」に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する旨があるものとします。

### 第9条 (審査結果の連絡)

1. 甲は、乙が甲からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を甲が乙または賃貸人に通知することに同意します。なお、乙は甲及び取次会社または賃貸人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

### 第10条 (個人情報の管理)

乙は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報情報は権限を持つ利用者のみがアクセス出来る安全な環境下に保管するよう努めます。

### 第11条 (問合せ窓口及び個人情報保護管理者)

個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。

社名：日本貸貨保証株式会社  
住所：千葉県東津守羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-8080  
個人情報保護管理者：取締役

4. 前項に定める場合のほか、甲が以下のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告を要することなく、無条件で本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づき一切の義務を免れるものとします。
  - (1)本物件または本物件に係る共用部分に反社会的勢力等が居住または、入り込めた場合。
  - (2)本物件または本物件に係る共用部分に反社会的勢力等であることを感知させた場合、看板、板、電柱、電線等の物件を損壊した場合は、
3. 3項4項の場合において、甲は、乙が受けた損害を賠償しなければならないとします。
6. 3項4項に従い、乙が本件委託契約を解除したことに甲が損害を受けを受ける場合であっても、乙は甲に対し、何らの損害賠償等を義務を負わないものとします。
7. 3項4項に従い、乙が本件委託契約を解除した場合、乙は、既に支払いを受けた保証料を甲に返還する義務を負わないものとします。

### 第23条 (管轄裁判所)

本件委託契約に基づき訴訟その他紛争については、本物件所在地及び乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

### 第24条 (その他事項)

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

### 第25条 (問合せ窓口)

1. 原質保証契約等についてのお問合せは、賃貸人または代理店にご連絡ください。
2. 本件委託契約についてのお問合せは、日本貸貨保証株式会社にご連絡ください。
3. クレジットカード・引落し・コンビニエンスストア等の支払いについてのお問合せは、ジェイアイディ総合管理株式会社にご連絡ください。

1. 原質保証契約等に基づいて発生した賃料等を滞りなく、または乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原質保証契約等に関し敷金または預金口座を差し入れたら乙にお告知ください。乙は甲に対し、物件の入居の手紙を提出するに際しては、必要な事項を記載した適切な措置を講じることが出来ます。但し、物件の入居を断るべき合理的な連絡は講じないものとします。

クレジット・カード利用時における注意事項

1. 賃料等及び保証料等の請求についてクレジット・カード会社の定めるクレジット・カード会員規約にない決済するものとします。
2. ご登録のクレジット・カード利用不能の際お取扱いについてクレジット・カード利用上限額を超えた場合や、クレジット・カード期限切れで再登録いただけないなど、クレジット・カード利用不能の際は、事前にお届けいただいた指定口座からの口座振替による。（約定日「毎月27日」（金融機関が休業日の場合は翌営業日）」）
- ※クレジット・カード利用不能の際は、弊社より口座振替のご案内をさせていただきます。
- ※口座振替の場合、約定日「毎月27日」（金融機関が休業日の場合は翌営業日）」に引落しが出来ます。弊社より賃料等の請求書や再発行予定いただいたお振替用紙、再請求書手数料60円（税別）が発生いたしますので、ご注意ください。（集込手数料引落し請求書を随分発生いたします。（払込手数料お客様負担となります。））約定日「毎月27日」（金融機関が休業日の場合は翌営業日）」にお振替出来たお客様は対象となります。
- ※引落しまたはご振込みの場、引落し手数料がかかることがあります。
- ※カード会社様からの明細お問い合わせは、「日本貸貨保証（お客様）」0年0月分「日本貸貨保証（賃料等）」YMMJ「ホンテンシティホップYMMJ」等で表記されます。（YV：西暦、MM：月）
- ※クレジット・カード決済が口座振替に変更となった場合、同一月に2ヶ月分の賃料等が引落しされる場合があります。

JID「J」プラン型 2016.01現在

※家財総合保証注意事項

- ①家財総合保険は、地震保険の補償がないプランとして提供しています。
- ②家財総合保険の提供する補償と同様の他の保険契約（当り外を含みます）にご加入の場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払れない場合があります。他の保険契約等に加入されている場合には、他の保険契約等でお支払いする保険金の内容の違いや補償額にご注意ください。
- (注)補償が重複する可能性のある主な補償とは、家財、修理費用、借入金賠償責任、個人賠償責任です。

※契約書（1枚目）裏面の建物構造の当てはまるものにチェックを入れてください。

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…

社名：日本貸貨保証株式会社  
住所：〒292-0819 千葉県東津守羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-8080  
営業時間：平日：9：00～18：00

クレジット・カード・引落し・コンビニ支払についてのお問合せ・ご相談は…

社名：ジェイアイディ総合管理株式会社  
住所：〒292-0819 千葉県東津守羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-2510  
営業時間：平日：9：00～18：00